

公 告 第 2 9 9 号

平成 2 0 年 2 月 2 8 日
日本旅行健康保険組合
理事長 安富 徹

平成 2 0 年度における標準報酬月額公告

健康保険法第 47 条の規定による、当組合の平成 19 年 9 月 30 日現在における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額および平成 20 年度の標準報酬は、下記のとおりであることを公告します。

記

- | | |
|---------------------------------|--|
| 1 . 平成 19 年 9 月 30 日現在の平均標準報酬月額 | 3 1 2 , 7 7 9 円 |
| 2 . 平成 20 年度における標準報酬 2 3 等級 | 3 2 0 , 0 0 0 円 |
| 3 . 適用期間 | 平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 1 年 3 月 3 1 日まで |

(注)上記 2 . の標準報酬は、任意継続被保険者の平成 20 年度における上限額として適用される
ものです。

以上